

留意点についての「かんたん解説」

総務省の統一的な基準による財務書類を用いて、数値の分析をするにあたり、関連する注記の内容に留意することが重要です。とりわけ留意が必要なのは、貸借対照表に係る次の2点です。

- 1 県が取得から維持管理までを県有資産と同様に行っている国道や一級河川等の国有資産については、県の資産として計上していない一方で、整備の財源とした県債等は県の負債に計上されていること。
- 2 後で地方交付税で措置される臨時財政対策債等の県債について、負債には計上される一方で、資産には計上していないこと。

これらの留意点について、T字マンと財政ニャンが、次ページから分かりやすく解説します。

次ページの「かんたん解説」をご覧ください！



T字マン

愛知県の職員向け解説資料のキャラクター。複式簿記の普及のために遠い星からやってきた。



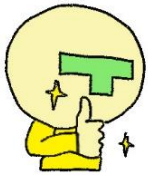
財政ニャン

愛知県庁に勝手に住んでいる。県の財政にやたら詳しい。



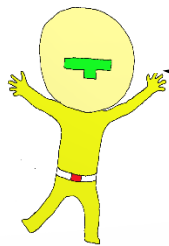
愛知アイ子

愛知県の会計局に配属された新人職員。



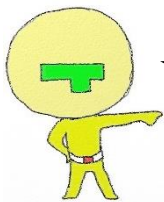
ついに「2022年度 総務省の統一的な基準による財務書類」が完成したのだ。

12月に愛知県基準の財務諸表を公開したばかりなのに、統一的な基準による財務書類をまた作ったの？



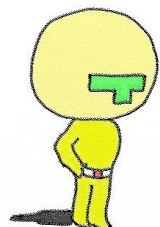
解説しよう！
統一的な基準による財務書類は、2015年1月の総務大臣通知に基づいて作るものなのだ。愛知県基準とはいろいろ基準が違うのだ。

どこが違うの？



愛知県基準の財務諸表では、県が取得から維持管理までを県有資産と同様に行っている国道や一級河川等の国有資産も県の資産として計上しているのだ。でも、統一的な基準による財務書類では、県の資産として計上していないのだ。

所有者が国なのに、県の資産に計上するって変じゃないの？



考え方の違いなのだ。県管理の国有資産は、県債等を財源として整備しているし、資産自体が愛知県にあって県民生活に役立っているから、県の資産とみなすこともできるのだ。

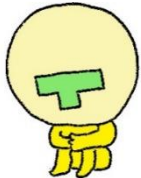
考え方の違いなのは、わかったわ。
でも、県債等を財源として整備しているといっても、所有者が国なのに、どうして県の資産に計上するの？





例えば、県債を発行して県道の整備をすると、資産と負債の両方にそれぞれの金額が計上されるのだ。
でも、県債を発行して国道の整備をすると、負債だけが計上されて、それに見合う資産が計上されないのだ。 借金だけ残るのだ…。

ふ〜ん。
それだと統一的な基準による財務書類は、資産のわりに負債が多くなっちゃって、見た人が不安にならないかしら。



不安にならないように、県管理の国有資産の金額などは、「2022年度 総務省の統一的な基準による財務書類」の5ページ以降に掲載している「注記」に記載することになっているのだ。

そうすると財務4表と注記の両方を見なくちゃいけないということ？



そこで、注記に記載した県管理の国有資産を、「所有外管理資産」として資産に計上した「統一的な基準による財務書類（参考）」もあわせて公表することにしたのだ。
総務省「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」において、統一的な基準による地方公会計マニュアルの「所有外管理資産」に関する改定案が示されたので、その改定案に基づいて、「統一的な基準による財務書類（参考）」を作成したのだ。

それなら分かりやすいわね。
地方公会計マニュアルの改定案が示されたということは、総務省「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」においても、県管理の国有資産を資産計上する方向で検討が進んでいるのかしら？



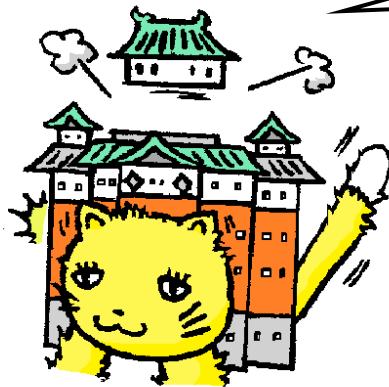


そのとおりなのだ。

総務省「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」においても、一定の地方負担を伴って整備され、当該地方団体が法令等に基づく管理権限を有するが、所有権を有していない資産を「所有外管理資産」として資産計上する方向で検討が進んでいるのだ。

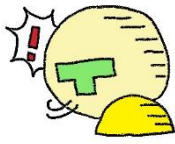
そういうことなのね。

統一的な基準による財務書類でも、県管理の国有資産を「所有外管理資産」として資産計上することになれば、愛知県基準の財務諸表と統一的な基準による財務書類は同じ考え方になるわね。



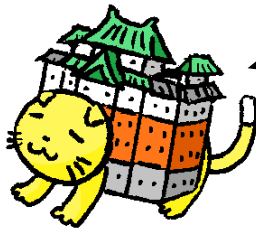
でも、それだけじゃニヤいのです。

どこからともなくやってきた財政ニャン…



実は、県管理の国有資産の他に、臨時財政対策債などの、後で地方交付税で措置される県債も負債だけに計上されて、資産に計上されていないのだ。

「リンジザイセイタイサクサイ」って舌をかみそうな名前ね。



愛知県基準による財務諸表でも、統一的な基準による財務書類でも臨時財政対策債などは負債として計上していますが、後で地方交付税で措置される臨時財政対策債などの県債は「純粋な負債でない」と考えることもできるのです。



後で地方交付税で措置される臨時財政対策債(実質分)についても注記に記載してあるので、分析する際はこの点も留意するのだ。

これらのことに留意して統一的な基準による財務書類を見ればよいということね。さすがT字マン！

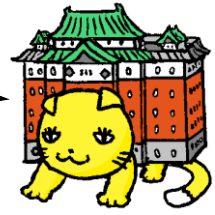


「統一的な基準による財務書類(参考)」は、「2022年度 総務省の統一的な基準による財務書類」の29ページ以降に掲載しているのだ。ぜひ、統一的な基準による財務書類とセットで見てほしいのだ。

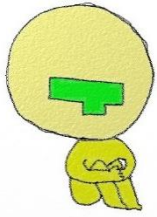


まだ続くのだ...

ここで、2013 年度から運用を始めた愛知県基準の財務諸表についてお話しします。



閑話休題



愛知県基準の財務諸表には、**県管理の国有資産が資産計上**されていて、**国有資産のための負債（県債）と資産がバランスよく計上**されているのだ。

県の実態が正確に反映されているのだ！



各会計合算財務諸表と会計別財務諸表は、決算の参考として**議会にも提出**しているのだ。

また、県の事業を **300 程度の管理事業**に分けて、**管理事業別の財務諸表**を作成し、マネジメントに活用しているのだ。

「管理事業」は行政評価や予算編成でも共通の単位として使われ、有効活用されているのだ。



財政ニャン推薦！！

ニヤので、愛知県基準の財務諸表もぜひ見てほしいです。

愛知県基準の財務諸表は、下のURLからご覧になれるです。

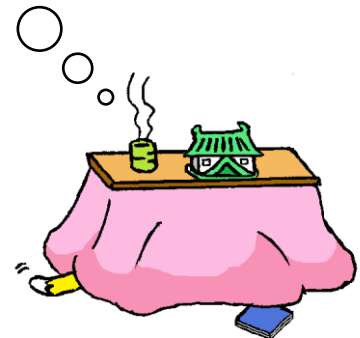
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kaikeikanri/0000036911.html> でお休みニヤさい……。



お疲れさまでした……



充電中



ココがいちばんくつろげるです！